

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和5年10月5日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒626-0041 京都府宮津市鶴賀2065-4		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） WILLER TRAINS株式会社 代表取締役 飯島 徹 電話番号： 0772 - 25 - 2323					
主たる業種	普通鉄道業	細分類番号	4 2 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	アイドリング停止、照明のLED化等で引続き省エネルギーに努め、ダイヤ改正時に温室効果ガス削減に効果的な車両運用検討を行うことにより、排出量増減率-2%以上を目指す						
計画を推進するための体制	地球温暖化対策担当者を選任し、重点対策実施率の向上や環境マネジメントシステム推進を図る						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,713.5 トン	5,560.7 トン	5,553.2 トン	5,546.8 トン	-2.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,428.3 トン	5,560.7 トン	5,553.2 トン	5,546.8 トン	2.3 パーセント	
	目標の根拠	各施設の更新、照明施設LED化、空調機温度の適正化等の省エネルギーに繋がる取り組みを継続し改善を行う。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	車両	事業活動に伴う排出の量 (車両走行距離(万km))	21.33	20.76	20.74	20.71	-2.78 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		省エネルギーの取組み実施と共に効果的な車両運用の検討により排出量削減に取り組む				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	省エネルギーの取組みを引続き実施し、ダイヤ改正時にはより効率的な車両運用を検討する。					
	令和6年度	省エネルギーの取組みを引続き実施し、ダイヤ改正時にはより効率的な車両運用を検討する。					
	令和7年度	省エネルギーの取組みを引続き実施し、ダイヤ改正時にはより効率的な車両運用を検討する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	社員用乗車証の提示により自社線内乗車割引を実施					
	上記の措置を採用する理由	通勤時は基本的に自社線を利用することとしており、社員の通勤時列車利用を促すため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	駅に使用済てんぷら油回収BOXを設置し福祉事業所を通じてバイオ燃料へ再生している。 また廃油を提供して得た収益を活用し駅や沿線の花の維持管理のため活用し地球温暖化対策に貢献している。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。